

令和7年11月市議会通常会議 教育厚生常任委員会説明資料



議案第141号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年12月11日(木)

こども未来部幼保支援課

1 改正趣旨

令和7年9月10日付けで児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)等が公布され、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)における規定が改正されたことを受け、大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例についても同府省令と同様の改正を行うもの

2 改正理由

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠となる幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)における規定が改正されたため

3 改正内容

・虐待行為を規定した箇所の改正

幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、改正後の認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定した。

・地域限定保育士の一般制度化に伴う保育士の規定の改正

幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に含まれる副園長及び教頭については、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士登録を受けた者としているところ、地域限定保育士の一般制度化に伴い幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、改正後の児童福祉法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録を受けた者も保育士登録を受けた者として計上することとした。

4 施行期日

公布の日から施行

5 改正部分の抜粋

現行	改正後
(虐待等の禁止) 第9条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第9条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、 <u>法第27条の2第1項各号</u> に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(職員の数等) 第17条 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第8条において同じ。)を有し、かつ、 <u>児童福祉法第18条の18第1項の登録</u> (以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師の職にある者に限る。次項、第5項、第8項及び附則第7条から第10条までにおいて「職員」という。)の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。	(職員の数等) 第17条 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員(副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第8条において同じ。)を有し、かつ、 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録</u> (同法第18条の28第1項の規定による滋賀県知事の登録を含む。以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師の職にある者に限る。次項、第5項、第8項及び附則第7条から第10条までにおいて「職員」という。)の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めた数を合計した数以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。